

## 3-6 食物アレルギーについて

### 1. アレルギー

- ①人の体には、細菌やウイルスなどの病原体が入ってきたとき、それらを除いて体を守る「免疫」という働きがあります。ところが、この免疫が食べものや花粉などに過剰に反応してしまうことがあります。これを「アレルギー反応」と呼んでいます。
- ②「食物アレルギー」を持っている人がアレルギーの原因となる食品を食べると、かゆみ・じんましんや唇の腫れ、腹痛、おう吐、下痢、せき、ぜんそくなどの症状が現れます。場合によっては、数分～30分後に血圧低下や呼吸困難、意識障害などの重い症状（アナフィラキシーショック）が現れることもあります。
- ③食物アレルギーのために、特定の食品を食べることができず、特定の食品を含まない食事をとらなければならない人がいらっしゃることを、認識し理解することが大切です。

### 2. アレルギー表示について

#### (1) アレルギー表示制度について

- ①アレルギー体質を持つ人に適切に情報が伝えることができるように、食品表示法では特に発症者数や症状の重症度が高く、表示する必要性の高い食品を「特定原材料」として定め、表示を義務づけています。また「特定原材料に準ずるもの」を定め、可能な限り表示するよう推奨しています。

特定原材料（7品目）	乳・卵・小麦・そば・落花生・えび・かに	義務品目
特定原材料に準ずるもの（20品目）	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉	推奨品目

- ②容器包装されていない商品は表示義務の対象外です。
- ③アレルギー物質が意図せず微量に混入することをコンタミネーションといいます。その場合、原材料表示欄外にその旨を注意喚起することが望ましいとされています。

#### (2) 生協のアレルギー表示の取り組み

- ①アレルギー体質を持つ人にとってアレルギー表示は非常に重要な情報です。商品表示のみならず、宅配の商品案内、店内表示、問い合わせ対応など、正確かつ総合的に情報提供を行います。
- ②コープ商品では、原材料名として特定原材料・特定原材料に準ずるものの表示を行います。加えて特定原材料についてはアレルギー物質名を枠で囲んで目立たせた注意喚起表示を行います。
- ③宅配では、特定原材料は商品案内で表示します。ECサイト（eフレンズ）では、各商品の詳細ページで原材料として特定原材料が含まれているかどうかを確認いただけるようにします。また、特定原材料を登録しておくことで注文の際に「この商品には組合員さんが登録したアレルゲンが含まれます」と表示されるようにします。
- ④店舗では、バラ売り商品の特定原材料を売場で表示します。
- ⑤商品検査センターでは、アレルギー検査を定期的実施し、表示が正確であるかを確認します。（コンタミネーション含む）

### 3. 商品開発について

特定原材料・特定原材料に準ずるものを含まない商品の開発・品ぞろえを進めます。